

○ 課題の解決策の整理（案）

1 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理（案）	
		目標	解決策	具体策（例）	条例化するルール（案）
モノレールの市内延伸	1(4)モノレールなど公共交通機関の充実 ◆多摩都市モノレールの早期実現を東京都に要請します。 ◆多摩都市モノレール新駅への歩行者・自転車利用者のアクセス道路の整備を進めます。 ◆市民の要望に対応したバス交通の充実を検討します。	●モノレールの開通の実現	①新青梅街道の拡幅 ②土地提供に対しての建ぺい率・容積率等の拡大 ③新青梅街道沿道近隣市町村との協力 ④新青梅街道拡幅・モノレール延伸の完成年数を条例化 ⑤新駅予定地整備 [周辺の土地確保] [駐車場・駐輪場確保] [駅前づくり推進地区等の指定] [ロータリー、タクシー乗り場、温泉直通バス]	①都へ事業化を要望 ①事業化に結び付く条件整備（補償費の増大を抑え、工期の短縮に資する施策） ②地区計画（誘導容積型）の設定 ②推進地区まちづくり計画 ③2市1町で要望活動 ④都へ要望 ⑤土地区画整理事業 ⑤地区計画の設定 ⑤地区まちづくり計画	②推進地区まちづくり計画を制度化 →市発意により、新青梅街道沿道のまちづくり計画を作成。新青梅街道沿道建築物のセットバックを誘導 ⑤地区計画等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 →市民参画による都市計画の推進 ⑤地区まちづくり計画を制度化 →駅前となることが想定される地区におけるまちづくり計画を作成。
道路交通網の整備	1(1)まちの骨格となる道路づくり ◆骨格となる道路の体系的な整備を進めます。 ◆新青梅街道線の拡幅整備を要請します。 ◆交差点改良や歩道拡幅により、安全で円滑な交通処理を図ります。 1(2)地域の生活を支える道路づくり ◆主要生活道路の体系的な整備を進めます。 ◆生活道路の安全確保を図ります。	●市内循環バスの整備（利用しやすい路線・ダイヤ・料金）	①市内循環バスの改善 [コースの単純化・回数増] [料金の単純化] [自由乗降] [公営化]	①検討協議会による検討 ①住民運営バス（醍醐コミュニティバス・Eバス）	

商店街と工業の活性化	<p>5(1)商業・農業・工業の振興 ◆地域の身近な商業活性化を支援します。 ◆工業の育成のため、基盤整備を図ります。</p> <p>5(3)中心市街地の形成 ◆都市核地区土地区画整理事業区域内の商業機能の集積を図ります。 ◆新青梅街道線沿道での商業集積を図ります。</p> <p>4(1)市街地の特性に応じた住環境の形成 ◆工業地域は、住宅と工場の相互の環境に配慮した安全で快適なまちなみの形成を図ります。</p>	<p>●商店街（モノレール新駅周辺等）の活性化</p> <p>●工業地域（伊奈平地区）の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①商店街駐車場 [30分無料パーキング] [商店街共用駐車場] [パーキングメーター] [路上駐車禁止の緩和] ②歩道の確保（青梅街道） ③経済特区設定 ④後継者が跡を継ぎやすくする（相続税をなくす）。 ⑤工業地と住宅地の分離 ⑥工場地帯には住居目的だけの場合は建築許可は出さない。 ⑦工業団地の区画整理、道路を広くする。 ⑧駅から工場地域までのバス網整備 	<p>①武蔵村山市商店街施設整備事業補助金 ①警察へ要望 ②テーマ型まちづくり計画 ②カラー舗装 ③国の認定 ④国へ要望（特区は厳しい状況） ⑤⑥特別用途地区の設定（特別工業地区・尼崎市） ⑤⑥地区計画の設定 ⑤⑥地区まちづくり計画 ⑦土地区画整理事業 ⑦地区計画の設定 ⑦地区まちづくり計画 ⑧市内循環バスの改善</p>	<p>②テーマ型まちづくり計画を制度化 →幹線道路沿道のまちづくり計画を作成。 幹線道路の拡幅を誘導</p> <p>⑤⑥⑦特別用途地区、地区計画等の都市計画の提案手續の条例化及び都市計画の決定手續の条例化 →市民参画による都市計画の推進</p> <p>⑤⑥⑦地区まちづくり計画を制度化 →工業団地周辺地区的まちづくり計画を作成。住工分離を誘導</p>
------------	--	---	---	---

2 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理 (案)	
		目標	解決策	具体策 (例)	条例化するルール (案)
狭山丘陵の既存の自然の保全	<p>2(1)身近な自然環境の保全と活用 ◆狭山丘陵の自然環境の保全と、適切な維持・管理を図ります。</p> <p>◆大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑地地区などの自然環境を保全します。</p> <p>2(2)水と緑を活かしたネットワークづくり ◆緑の拠点を中心とした水と緑のネットワークを図ります。</p> <p>◆街路樹の整備や生垣の促進により、沿道空間の緑のネットワーク形成を図ります。</p> <p>2(5)環境と共生した河川の整備と維持・管理 ◆河川整備にあわせて、良好な環境形成を図ります。</p> <p>◆水路の緑化により、自然環境、生物の生息環境の保全を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人が訪れる憩いの場 ●貴重な植物の保全 (つりふね草) ●既存の緑や水辺をつなぐネットワークの形成 ●残堀川を釣りのできる川に 	<ul style="list-style-type: none"> ①狭山丘陵散歩マップ、里山ガイド・自然ガイド ②ボランティア団体の育成・活用 (維持管理・ガイド) ③自然を発見・守るパトロール隊 ④山林の買取り ⑤緑地の維持、所有のための助成金 ⑥保全樹林、樹林地、生垣助成費の活用 ⑦募金を集めて保全 ⑧観光プロジェクト ⑨イベントづくり ⑩貴重な資源 (ホタル、カブトムシ、サンショウウオ、つりふね草) の活用 ⑪植物等の専門家知識による維持管理 ⑫緑の情報発信 (インターネット、ブログ、ホームページ) への支援 ⑬観光 (里山、ホタル、温泉、山、野菜) を収入源とした保全 ⑭水道道路、残堀川の整備 ⑮雑木林の手入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ①～③NPOの活用 ②緑のボランティア活動 (都制度) ③都レンジャー (東京都自然保護員) ④都市計画の事業化を都へ要望 ④ナショナルトラスト活動 (トトロのふるさと財団など) ⑤市民緑地制度 (維持管理及び優遇税制。世田谷トラストまちづくりなど) ⑥武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例 ⑦緑の東京募金 (東京都) ⑦緑の募金 (財団法人東京都農林水産振興財団) ⑧⑨NPOの活用 ⑩テーマ型まちづくり計画 ⑪市の指定動植物として指定 ⑪～⑬NPOの活用 ⑭都へ要望 ⑮NPOの活用 	<p>⑩テーマ型まちづくり計画を制度化 →資源を活かしたまちづくり計画を作成。資源を保全する。</p> <p>⑪～⑯基本理念の中に自然の保全を盛り込む。 →市の発展と自然との共存</p>

2 グループ

都市農地の保全と活用	<p>2(3)まちのうるおいとなる農地の保全と活用 ◆良好な生活環境の確保のため生産緑地地区を保全します。 ◆緑地として確保が必要な宅地化農地は保全します。</p> <p>5(1)商業・農業・工業の振興 ◆産業としての農業の育成と振興を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種農園として活用 [学校用：食育の向上] [リハビリ農園] [市民農園] [体験型の農地] ●農産物の質の向上 ●農業・農産物の加工による雇用機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ①営農支援 ②生産緑地解除に伴う環境維持 ③税制改革 ④公共的都市農地として市が買い取り、学校、地域住民が維持管理 ⑤農業の理解（消費者が生産者を理解する。） ⑥農業体験イベント ⑦市内農産物利用の飲食店・産地直売所マップ ⑧ファーマーズマーケット（産地直売所）の創出 ⑨市内産農産物の市内消費（地産地消） ⑩インターネット販売 ⑪イメージアップ戦略（村山ブランド・顔の見える農産物） 	<ul style="list-style-type: none"> ①営農支援センター（愛知県田原市など） ②地区まちづくり計画 ②都市農地まちづくり計画（国分寺市） ③国に要望（都市農地保全推進自治体協議会） ④生産緑地の買取申出制度 ⑤PR活動 ⑤小中学校での教育 ⑥⑦生産者組織・NPOの活用 ⑧農協により創設 ⑨学校給食での利用検討など ⑩⑪生産者組織・NPOの活用 	<p>②地区まちづくり計画・ 都市農地まちづくり計画を制度化 →農地と住宅地の共存に向けた計画等を作成。都市農地の保全及び活用につなげる。</p> <p>①②開発指導要綱に規定されている内容をまちづくり条例化 →お願いから実効力のある規制に。開発の際によりよいまちづくりを誘導</p> <p>①②地区計画・緑化地域等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 →市民参画による都市計画の推進</p> <p>①地区まちづくり計画を制度化 →地区計画の設定が想定される地区におけるまちづくり計画を作成</p>
開発に伴う緑の保全と創出	<p>2(4)コミュニティを育む場となる公園づくり ◆地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備を進めます。 ◆市民参加による公園づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の中の住宅地の形成 ●人と人が緑の中に集う拠点の形成 ●敷地内緑化の向上 ●子供が安心して遊べる場所の設置（公園） ●新しい並木道の創出 ●緑の基金の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①最低敷地面積の設定 ②敷地内緑地率・緑化率の設定 ③一定規模の開発について供託金制度 ④開発に伴う提供公園を廃止し、まちづくり協力金としてプール ⑤開発負担金の用途を明確にし、地区に還元 ⑥公園を有料にし、子供の見守りを行い、安全等の質を保つ ⑦緑の基金により整備費助成、維持管理費助成、ボランティア団体育成 	<ul style="list-style-type: none"> ①開発指導要綱の条例化 ①地区計画の設定 ①地区まちづくり計画 ①建築協定 ②開発指導要綱の条例化 ②緑化地域の設定 ②緑地協定 ③～⑤条例化の適否について検討 ⑥NPOの活用 ⑦みどりを育む機構・基金（練馬区） 	<p>①②開発指導要綱に規定されている内容をまちづくり条例化 →お願いから実効力のある規制に。開発の際によりよいまちづくりを誘導</p> <p>①②地区計画・緑化地域等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 →市民参画による都市計画の推進</p> <p>①地区まちづくり計画を制度化 →地区計画の設定が想定される地区におけるまちづくり計画を作成</p>

3 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理 (案)	
		目標	解決策	具体策 (例)	条例化するルール (案)
道路整備・交通手段	1(3)歩きやすい歩道づくり ◆まちの骨格となる道路では、歩道整備を進めます。 ◆地域の生活を支える道路では、歩行者が安全に利用できる道路づくりを行います。	●障害者が歩ける街に	①バスの改善 [バス改善委員会] [バスを小さくして本数を増やす] [ワンコインバス] [デマンドバス] ②道路関係 [道路を広げる] [一方通行等の規制] [歩道、車道、自転車道を明確に] [電柱が邪魔] [音声信号をつける] ③点字ブロック ④商店街へのアクセス [駐車場の整備 (30分無料等)] ⑤バリアフリー法の活用	①検討協議会による検討 ①住民運営バス (醍醐コミュニティバス・Eバス) ②都市計画道路の事業化 ②狭い道路拡幅整備事業 (世田谷区など) ②都市再生区画整理事業 ②利用者の同意・代替路確保・警察へ要望 (一方通行規制) ②カラー舗装 ②警察へ要望 (音声信号) ②テーマ型まちづくり計画 ②地区まちづくり計画 ③バリアフリーライフ条例及び福祉のまちづくり条例 (東京都) ④武蔵村山市商店街施設整備事業補助金 ⑤バリアフリーライフ条例 (東京都)	②テーマ型まちづくり計画を制度化 →幹線道路沿道のまちづくり計画を作成。 幹線道路の拡幅を誘導 ②地区まちづくり計画を制度化 →住宅密集地区の狭い道路沿道におけるまちづくり計画を作成。狭い道路の拡幅を誘導 ①地域まちづくりグループ (まちづくり協議会) の認定及び支援を制度化
建物等のバリアフリー	6(1)人にやさしいバリアフリーの推進 ◆歩行空間の整備・充実により、安全で快適に通行できる道路整備を図ります。 ◆誰もが安心して快適に利用できる公園づくりを進めます。 6(2)子育てと高齢社会に配慮した施設の整備 ◆高齢社会に対応した施設整備の推進、住宅整備の促進を図ります。 ◆交通の充実により、すべての市民が快適に移動できる環境づくりを進めます。	●障害者が一人でも入れる施設	①全国的に統一 (トイレ・洗面所) ②エレベーター、スロープ、洋式トイレの設置 ③障害者を含めたモニターグループをつくる (話し合いを行う。) ④障害者へ特別便を送る (機械使用可能等の周知) ⑤基本理念の条例化 「人にやさしい」 「高齢者・障害者が自由に行動できる」 「心のバリアフリー」 「地域で支え合う」 「市民に対するバリアフリー教育等」	①バリアフリー法による全国基準 ②バリアフリー法、バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例による東京都基準により設置 ②既存未対応建築物について改修を検討 ③練馬区障害者計画 ④障害者団体の組織化 ⑤基本理念の条例化 (西東京市)	⑤基本理念の条例化

3 グループ

耐震	<p>3(1)災害に強い市街地づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建築物などの耐震性の強化を誘導します。 ◆避難所などの市内主要施設の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設（体育馆等）・個人宅の耐震化 ●緊急輸送路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①個人宅の耐震化に対する補助の増額 ②耐震の意識をもつ 	<ul style="list-style-type: none"> ①国庫補助事業とすることにより、補助の増額を検討 ②緊急輸送路沿道に誘導容積型地区計画を設定 ③推進地区まちづくり計画 ④普及啓発活動の実施（パンフレット配布、広報など） 	<p>①推進地区まちづくり計画を制度化 →市発意により、緊急輸送路沿道のまちづくり計画を作成。緊急輸送路沿道建築物の建替え及びセットバックを誘導</p>
----	---	--	--	--	--

4 グループ

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	市民会議における討議内容		分類・整理 (案)	
		目標	解決策	具体策 (例)	条例化するルール (案)
自治会・コミュニティ	2(4)コミュニティを育む場となる公園づくり ◆地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な広場などの整備を進めます。 ◆市民参加による公園づくりを進めます。	●地域の助け合いの場 ●みんなが（まちづくりに）参加している場 ●自治会の活性化	①自治会等のまちづくりに関する課題を抽出、提案することにより集まりの場を創出する。 ②まちづくり協議会を立ち上げる。 ③自治会やグループによるまちづくり計画をつくり、推進していく。 ④行政や専門家が情報提供する。 ⑤自治会の中にまちづくり委員 ⑥賛成・反対の意見をまとめてわかりやすくする。 ⑦普段の人間関係づくり	①地域まちづくりグループの登録（横浜市） ②まちづくり協議会を認定 ③地区まちづくり計画 ③テーマ型まちづくり計画 ④地域まちづくりへの支援（横浜市） ⑤⑥⑦自治会運営の工夫（情報開示等）	②地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり計画を策定するためのまちづくり協議会を認定 ③地区まちづくり計画・テーマ型まちづくり計画の制度化
住宅・美しい街並み	4(1)市街地の特性に応じた住環境の形成 ◆人と自然が共生することができるまちなみの形成を図ります。 4(2)環境に配慮したまちづくり ◆質の高い、魅力ある良好なまちなみの実現を図ります。 4(4)美しいまちなみへの誘導 ◆地域の環境を活かした良好な景観形成を図ります。 ◆公共施設は、周辺環境や地域特性を生かした景観形成を図ります。 ◆季節を感じる沿道景観の形成を誘導します。 ◆残堀川・空堀川は、魅力的でうるおいある景観の形成を要請します。	●ゆったりとした宅地 ●美しい街並み	①開発指導要綱の条例化 ②公園・緑化の規定確保 ③建築制限・高さ制限 ④墓地・廃棄物処分場を規制 ⑤区画整理の促進	①②開発指導要綱の条例化 ②緑化計画（杉並区） ②緑地協定 ③地区計画の設定 ③地区まちづくり計画 ③④条例化の適否について検討 ⑤土地区画整理事業	①②開発指導要綱の条例化 →市独自の公園設置や緑化基準を設定 ③地区計画等の都市計画の提案手続の条例化及び都市計画の決定手続の条例化 ③地区まちづくり計画を制度化 →地区計画の設定又は区画整理の促進が想定される地区におけるまちづくり計画を策定
歴史的建物（寺社）の保全	5(4)観光の振興とレクリエーションの充実 ◆観光ルートの整備・充実を図ります。 5(5)個性あるまちづくりへの支援 ◆市の特性を活かした個性あるまちづくりを支援します。	●文化財の保護（寺社・樹） ●文化財を守り、若い人に引き継ぐ	①歴史民俗資料館の資料の活用 ②保存のための補助金の増額 ③昔からの名称を守る ④市内外へのPR ⑤歴史的なエリアを定めて地域の保全を図る	①資料のPR ②文化財保護法に基づく補助 ③看板の設置 ④NPOの活用 ⑤地区まちづくり計画	⑤保全すべき文化財周辺の地区におけるまちづくり計画を作成

